

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和八年四月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

			第五号	指定番号
			建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
			令和八年三月三 十一日	指定の年月日
埼玉県飯能市大字双柳字巽原八百七十七―四から 埼玉県飯能市大字双柳字巽原八百七十八―五まで	埼玉県飯能市大字新光四十七―九から 埼玉県飯能市大字新光七十八―二まで	埼玉県飯能市大字新光七十七―一から 埼玉県飯能市大字新光七十八―三まで		指定に係る道路の位置
四・〇	四・〇	四・〇		指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
二十・〇	五十・〇	三十・〇		指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

	第五号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和八年三月三 十一日	指定の年月日
埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 七百七十九ー一 から 埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 七百七十九ー二 まで	埼玉県飯能市大字双柳字東原九百七 十三ー四から 埼玉県飯能市大字双柳字東原九百七 十五ー四まで	指定に係る 道路の位置
六・〇	四・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
三十・〇	六十・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)